

福島県 UD 推進 NPO 連絡協議会（仮称）会則（案）

第1条【名称】

この会の名称を、福島県 UD 推進 NPO 連絡協議会（仮称）とします。

第2条【目的】

ユニバーサルデザインの理念を広め、ユニバーサルデザインの理念を実現させる活動を支援し、市民の側から政策提言を行うこと（アドボカシー）機能と能力を高めることを目的とする。

第3条【事務局】

この会の事務局を、NPO 法人うつくしま NPO ネットワーク内に置きます。住所は、963-8005 福島県郡山市清水台 2-1-17 です。

第4条【事業】

この会は、目的を達成するために次の事業を行います。

- ① UD の理念を広め、活動のネットワーク（包括的な情報の収集、他県や海外との連携、広域的な啓発活動など）をつくること
- ② UD に基づく、NPO 活動、ものづくり活動、地域づくり活動、行政サービスなどを支援すること
- ③ 企業や行政の UD についての取組を支援し、連携して、事業や政策を企画立案すること
- ④ ユニバーサルデザインプロモーションセンター（UDPC）の設立を推進すること
- ⑤ UD に関する調査・研究を行い、生活者・企業・行政などへ提言を行うこと
- ⑥ その他、目的を達成するために必要とする事業

第5条【会員】

- ① この会は、会員と賛助会員で構成します。
会員は、この会の趣旨に賛同し、会の活動に参加できるすべての個人・団体・企業など
とします。賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、主に財政的にこの会を支援します。
- ② 入会を希望する人、個人・団体・企業などは、所定の入会申込書を事務局へ提出します。
- ③ 入会申込書を書くことができない人は、事務局が所定の方法で入会手続きを代行します。
点字・手話通訳・外国語などを使用している人を想定しています。
- ④ 入会の承認は、世話人会で決めます。

第6条【役員など】

- ① この会の役員は、次の通りとします。役員は、総会にて会員から選びます。役員の任期は、2年とします。再任は妨げません。

代表世話人	1名
副代表世話人	2名
世話人	若干名
事務局長	1名
会計監事	2名

- ② この会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができます。アドバイザーとは、この会の趣旨に賛同し、ユニバーサルデザインに深い見識をもつ有識者として、世話人会で選出し、代表世話人が任命・依頼します。

アドバイザーは、世話人会へ出席し、この会の活動を支援します。ただし、議決権はありません。アドバイザーの任期は、役員と同じです。

第7条【総会】

この会は、事業年度終了後、三か月以内に総会を開催します。総会は、会員の過半数の出席で成立します。出席会員の過半数の賛成で議決します。同数の時は、議長が裁定します。総会の議長は、代表世話人がつとめます。

総会では、事業報告・収支報告、事業計画・収支計画、役員の改選、会則の変更などを討議・議決します。

第8条【世話人会】

この会は、世話人会を置きます。世話人会は、すべての役員で構成されます。世話人会は、総会の開催、事業の立案、会員の入会の承認、会費の徴収などを行います。

第9条【事業年度】

この会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第10条【会費など】

- ① この会の会費は、会員一人年10,000円とします。主に、事業費、通信費、会場費などに充てます。
- ② 賛助会員からは、協賛金を頂きます。原則、1口30,000円です。
- ③ 会費、協賛金は、総会の時に徴収します。あるいは、総会終了後一か月以内に所定の方法で徴収します。

第 11 条【細則】

この会則を施行するにあたり、世話人会は必要な細則をつくることができます。

第 12 条【会則変更】

この会則の変更は、世話人会で討議・提案され、総会で議決されます。

付則

- 1, この会則は、平成 20 年 3 月 15 日から施行します。
- 2, 設立初年度の事業期間は、第 6 条の定めにもかかわらず、平成 20 年 3 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日とします。